

## 東京都地域リハビリテーション支援事業実施要綱

平成 13 年 11 月 26 日 13 衛医計第 9 6 4 号  
改正 平成 14 年 6 月 4 日 14 健サ医第 6 3 号  
改正 平成 15 年 3 月 31 日 14 健サ医第 1 3 8 4 号  
改正 平成 16 年 7 月 8 日 14 健サ医第 4 2 8 号  
改正 平成 16 年 10 月 21 日 16 福保医政第 4 6 5 号  
改正 平成 18 年 6 月 29 日 18 福保医政第 5 4 9 号  
改正 平成 19 年 3 月 6 日 18 福保医政第 1 5 8 6 号  
改正 平成 21 年 2 月 16 日 20 福保医政第 1 5 4 8 号  
改正 平成 23 年 4 月 1 日 22 福保医政第 2 2 2 6 号  
改正 平成 25 年 11 月 1 日 25 福保医政第 1 1 5 1 号  
改正 平成 27 年 4 月 1 日 26 福保医政第 1 9 5 1 号  
改正 平成 27 年 9 月 1 日 27 福保医政第 9 3 2 号  
改正 平成 28 年 4 月 1 日 27 福保医政第 2 2 1 5 号  
改正 平成 28 年 11 月 4 日 28 福保医政第 1 3 5 5 号  
改正 平成 30 年 4 月 1 日 29 福保医政第 2 4 3 1 号  
改正 平成 30 年 11 月 1 日 30 福保医政第 1 2 6 0 号  
改正 令和元年 5 月 21 日 30 福保医政第 2 0 9 5 号  
改正 令和 3 年 6 月 21 日 3 福保医政第 6 6 5 号  
改正 令和 4 年 4 月 1 日 3 福保医政第 2 2 9 3 号  
改正 令和 5 年 7 月 14 日 5 保医医政第 1 1 6 号  
改正 令和 6 年 6 月 1 日 6 保医医政第 5 4 6 号  
改正 令和 7 年 4 月 1 日 6 保医医政第 2 0 2 3 号

## 第 1 目的

本事業は、おおむね二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーション支援センター（以下「支援センター」という。）を、また、支援センターに対する支援を行うための東京都基幹リハビリテーション支援センター（以下「基幹センター」という。）を指定し、当該支援センターを拠点として、地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援し、地域におけるリハビリテーションのシステム化に資することを目的とする。

## 第 2 支援センターによる地域リハビリテーション支援事業

- 1 支援センターが実施する地域リハビリテーション支援事業については、支援センターの指定を受けた病院が自ら実施するほか、支援センターから指名を受けた病院に事業を委託して実施することができる。
- 2 支援センターが実施する事業内容は、以下のとおりとする。

## (1) 連絡協議会の設置

地域リハビリテーション活動の方向性や課題の共有・解決に向けた具体的方策としての各種支援の取組や研修会等の企画を実施すること。

(2) リハビリテーションに関わる多様な人材の育成・確保

様々な分野の多職種が、リハビリテーションの共通理解ができ、協働してリハビリテーションの推進が図られるよう、関係団体との連携のもとで人材育成を推進すること。

(3) リハビリテーション専門職、関係機関との連携強化

医療や介護など様々な機関や団体、自治体等とのネットワークの構築と連携の促進により、総合的なリハビリテーションの提供体制を整備すること。

(4) 地域住民に対するリハビリテーションの啓発

地域住民自らが活動や参加に向けてリハビリテーションに取り組めるよう、講演会の開催、リーフレットの配布、ホームページへの掲載等を通じて啓発すること。

3 次に掲げるものについては、地域のニーズ等の実情を踏まえ、各支援センターの判断により実施するものとする。

(1) 地域包括ケア推進に向けた地域支援事業等への技術的助言や支援

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業に対する技術的助言や支援を行うこと。また、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進すること。加えて、資源の把握や活用、課題解決、自立支援型のケア会議等への支援を行うこと。

(2) 災害時におけるリハビリテーションの支援

都の災害時リハビリテーション支援体制に協力するほか、区市町村と連携し、地域の実情に応じた支援活動を行えるよう、体制の整備・調整を実施すること。

(3) 脳卒中医療連携推進事業への支援

脳卒中を発症した患者を各期の適切なリハビリテーション医療につなげる体制作りを目指す「脳卒中医療連携推進事業」の取組を支援すること。

(4) 高次脳機能障害のリハビリテーション事業への支援

地域で高次脳機能障害者の特性に対応した専門的リハビリテーションを提供する体制作りを目指す「専門的リハビリテーションの充実事業」の取組を支援すること。

4 支援センターが実施する事業の実施地域は、原則として東京都又は支援センター事業を受託したもの（以下「受託者」という。）が開設する病院が所在する二次保健医療圏とする。ただし、当該二次保健医療圏の範囲外の地域であっても、当該病院の所在する区市町村に隣接する当該病院の診療圏である区市町村についても実施地域に含めることを妨げるものではない。

5 この要綱において、支援センターとは、リハビリテーション医療を専門的に実施している病院であって、地域において、専門的立場から地域リハビリテーション支援事業を実施し、保健・医療・福祉の関係機関や家族の会等の保健・福祉活動を支援、育成及び促進するとともに、第2、7に定める責務を果たすことを役割とする。

6 支援センターの指定

(1) 支援センターの選定及び指定に関する手順については、以下のとおりとする。

ア 支援センターの指定を行うときは、該当する二次保健医療圏に所在する病院に対して公募等を実施する。

イ 都は、東京都地域リハビリテーション支援センター選定委員会を設置し、別紙「地域リハビリテーション支援センター指定基準」を満たす又は指定時に満たす

予定の病院の中から支援センターの選定を行う。

ウ 都は、イで選定した病院の所在する二次保健医療圏内の区市町村、地区医師会及び東京都リハビリテーション協議会（平成12年7月14日12衛医計第495号東京都リハビリテーション協議会設置要綱により設置）の意見を聴取する。

エ 東京都知事（以下「知事」という。）は、区市町村、地区医師会及び東京都リハビリテーション協議会の意見等を参考として、支援センターの指定を行う。

オ 知事は、指定を行った場合、別記第1号様式により、その旨を通知する。

(2) 支援センターの指定期間は、原則として3年とする。ただし、再指定を妨げない。

支援センターは、指定期間終了後に、地域リハビリテーション支援事業等の活動況を、都に報告する。

都は、地域リハビリテーション支援事業の活動について必要に応じ東京都リハビリテーション協議会に報告を行う。

(3) 連携施設及び協力施設の指名等

ア 支援センターは、その所在する二次保健医療圏内において、連携して本事業を推進するため、リハビリテーション医療を実施する専門職種が在籍する施設等（病院、診療所、介護老人保健施設、通所・デイサービス等）を連携施設として指名することができる。

支援センターは、連携施設を指名する場合には、事前に別記第2号の1様式により、都に報告するものとする。

なお、連携施設の指名期間は、支援センターの指定期間と同一とする。ただし、支援センターが再指定された場合は、引き続き指名が継続されたものとする。

また、支援センターは、連携施設の指名を解消する場合は、速やかに都に報告するものとする。

イ 支援センターは、その所在する二次保健医療圏内において、協力して本事業を推進するため、リハビリテーション医療を実施する専門職種が在籍する施設等（病院、診療所、介護老人保健施設、通所・デイサービス等）又は地域リハビリテーションに関する社会資源やニーズ等地域の状況に精通している団体（職能団体等）を協力施設として指名することができる。

支援センターは、協力施設を指名する場合には、事前に別記様式2号の2様式により、都に報告するものとする。

なお、協力施設の指名期間は、支援センターの指定期間と同一とする。ただし、支援センターが再指定された場合は、引き続き指名が継続されたものとする。

また、支援センターは、協力施設の指名を解消する場合は、速やかに都に報告するものとする。

7 支援センターの開設者は、次の責務を負う。

(1) 東京都リハビリテーション協議会及び基幹センターの求めに応じ、リハビリテーションに関する情報提供を行うこと。

(2) 東京都及び基幹センターが実施するリハビリテーションに関する普及啓発事業や教育研修事業に関して協力を行うこと。

8 支援センターの経費の負担

(1) 受託者がこの実施要綱に基づき実施する事業のうち、第2、2及び3に要する経費

については、別に都と受託者との間で締結する「業務委託契約書」に基づき、予算の範囲内で支払うものとする。ただし、第2、3、(3)及び(4)に要する経費を除く。

- (2) 受託者は、第2、2の事業内容のうち、第2、6、(3)アにより指名した連携施設に委託した事業内容に要する経費を、別に受託者と連携施設との間で締結する「業務委託契約書」に基づき支払うものとする。ただし、第2、2、(1)については、受託者のみで実施するものとする。
- (3) 受託者及び受託者より事業を受託した連携施設は、別に定めるところにより、事業の実施状況等を都に報告するものとする。

### 第3 基幹センターによる地域リハビリテーション支援事業

- 1 基幹センターは、支援センターの支援を行う。
- 2 基幹センターが実施する事業内容は、以下のとおりとする。
  - (1) 各支援センターとの連絡体制の構築並びに調査及び研究の実施  
各支援センターの活動の活性化を図るため、各支援センターとの定期的な連絡会を設置、運営して課題の共有等を行うとともに、都内における地域リハビリテーション関連事業や地域リハビリテーションに関する調査及び研究を実施すること。
  - (2) 専門性の高い研修等の実施  
各圏域でのリハビリテーション関係人材の育成能力を底上げし、体制整備を進めるため、各支援センターの職員を対象に研修を実施し、各圏域での研修講師等を務める人材を養成するとともに、各圏域で研修を実施する際の、カリキュラムやテキスト等を提供すること。
- 3 基幹センターが実施する事業の実施地域は、原則として都内全域とする。
- 4 この要綱において、基幹センターとは、リハビリテーション医療を専門的に実施している病院であって、都内全域において、専門的立場から支援センターの行う地域リハビリテーション支援事業の支援を実施し、各支援センターの連携体制構築や専門性の高い研修を実施するとともに、第3、6に定める責務を果たすことを役割とする。
- 5 基幹センターの指定
  - (1) 基幹センターの選定及び指定に関する手順については、以下のとおりとする。
    - ア 都は、別紙「東京都地域リハビリテーション基幹センター指定基準」を満たす又は指定時に満たす予定の病院を基幹センターの候補として、東京都リハビリテーション協議会（平成12年7月14日12衛医計第495号東京都リハビリテーション協議会設置要綱により設置）の意見を聴取する。
    - イ 知事は、東京都リハビリテーション協議会の意見等を参考として、基幹センターの指定を行う。
    - ウ 知事は、指定を行った場合、別記第3号様式により、その旨を通知する。
  - (2) 基幹センターの指定期間は、原則として3年とする。ただし、再指定を妨げない。  
なお、最初の指定については、指定期間を4年とする。  
基幹センターは、指定期間終了後に、地域リハビリテーション支援事業等の活動状況を、都に報告する。  
都は、地域リハビリテーション支援事業の活動について必要に応じ東京都リハビ

リテーション協議会に報告を行う。

6 基幹センターの開設者は、次の責務を負う。

(1) 東京都リハビリテーション協議会の求めに応じ、リハビリテーションに関する情報提供を行うこと。

(2) 東京都が実施するリハビリテーションに関する普及啓発事業や教育研修事業に関して協力を行うこと。

7 基幹センターの経費の負担

受託者がこの実施要綱に基づき実施する事業のうち、第3に要する経費については、別に都と受託者との間で締結する「業務委託契約書」に基づき、予算の範囲内で支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成13年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月4日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年10月21日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月29日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正前の要綱第5の規定により平成22年4月1日に指定された支援センターの指定期間は、平成25年3月31日までとする。

3 改正後の要綱別紙「指定基準」1、(1)、アの規定にかかわらず、平成23年4月1日までに指定された支援センターについては、指定された期間の終了まで、改正前の要綱別紙「指定基準」1、(1)、アを適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

2 改正前の要綱第5の規定により平成25年4月1日に指定された支援センターの指定期間は、平成28年3月31日までとする。その後の指定は、改正後の要綱第5の規定により行う。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 21 日から施行し、令和元年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 14 日から施行し、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の要綱第 3、5 の規定は、令和 7 年 1 月 30 日から適用する。

## 地域リハビリテーション支援センター指定基準

地域リハビリテーション支援センターの指定基準は、以下のとおりとする。

### 1 診療体制

地域におけるリハビリテーションの拠点病院としての役割を果たすことのできる専門的医療体制を有すること。

#### (1) 従事者

ア リハビリテーションに関する専門医が配置されていること。

なお、専門医は、常勤又は非常勤であっても常勤に近い勤務になるよう努めること。

イ 理学療法士及び作業療法士が常勤で配置されており、かつ、原則として言語聴覚士が配置されていること。

ウ ソーシャルワークに従事するものが配置されていること。

#### (2) 医療施設

ア 「特掲診療料の施設基準等」(平成 20 年厚生労働省告示第 63 号) 第 9 に規定する脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) の施設基準を満たすものとして、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0 3 0 5 第 6 号) の脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) に関する施設基準に係る届出を行った医療施設のうち、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が常勤で従事しており、理学療法、作業療法及び言語療法のいずれも適切に実施できる体制を整えている施設

イ 「特掲診療料の施設基準等」第 9 に規定する脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) 及び運動器リハビリテーション料 (I) の施設基準を満たすものとして、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) 及び運動器リハビリテーション料 (I) に関する施設基準に係る届出を行った医療施設

### 2 連携体制

(1) 紹介患者の受入れ、逆紹介等の他の医療機関等との連携体制を有していること。

(2) 他の医療機関等に支援を求める、又は、地域の医療機関、福祉施設等が行っているリハビリテーションを支援する等の協力関係を有すること。

### 3 相談体制

地域の医療機関、福祉施設等からのリハビリテーションに関する相談等に応じ、必要な情報を提供できる体制にあること。

### 4 研修体制

地域のリハビリテーションに携わる従事者、家族の会、又はボランティア等関係団体に対し、必要な研修を実施できる体制にあること。

## 東京都基幹リハビリテーション支援センター指定基準

東京都基幹リハビリテーション支援センターの指定基準は、以下のとおりとする。

### 1 診療体制

東京都におけるリハビリテーションの拠点病院としての役割を果たすことのできる専門的医療体制を有すること。

#### (1) 従事者

- ア リハビリテーションに関する専門医が常勤で配置されていること。
- イ 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が常勤で配置されていること。
- ウ ソーシャルワークに従事するものが配置されていること。

#### (2) 医療施設

- ア 「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)第9に規定する脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)の施設基準を満たすものとして、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305第6号)の脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)に関する施設基準に係る届出を行った医療施設のうち、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が常勤で従事しており、理学療法、作業療法及び言語療法 of いずれも適切に実施できる体制を整えている施設
- イ 「特掲診療料の施設基準等」第9に規定する脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)及び運動器リハビリテーション料(Ⅰ)の施設基準を満たすものとして、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)及び運動器リハビリテーション料(Ⅰ)に関する施設基準に係る届出を行った医療施設

### 2 連携体制

地域リハビリテーション支援センター及び東京都リハビリテーション協議会と密接に情報共有を行い、連携体制を有していること。

### 3 相談体制

地域リハビリテーション支援センターからの地域リハビリテーション支援事業の実施に関する相談等に応じ、専門的な知見から必要な情報を提供できる体制にあること。

### 4 研修体制

地域リハビリテーション支援センターに対し、専門的な知見から必要な研修を実施できる体制にあること。

(相手方住所、氏名等)

東京都地域リハビリテーション支援事業実施要綱（平成13年11月26日付13衛医計第964号）に規定する地域リハビリテーション支援センターについて、下記のとおり指定します。

年 月 日

東京都知事（知事名）

記

- 1 指定期間
- 2 施設名
- 3 所在地

別記第2号の1様式

年 月 日

東京都保健医療局長 殿

(相手方住所、氏名等)

東京都地域リハビリテーション支援事業実施要綱（平成13年11月26日付13衛医計第964号）に規定する地域リハビリテーション支援センターの連携施設について、下記のとおり指名したので報告します。

記

- 1 支援センター名
- 2 支援センター所在地
- 3 連携施設名
- 4 連携施設所在地
- 5 期間

別記第2号の2様式

年 月 日

東京都保健医療局長 殿

(相手方住所、氏名等)

東京都地域リハビリテーション支援事業実施要綱（平成13年11月26日付13衛医計第964号）に規定する地域リハビリテーション支援センターの協力施設について、下記のとおり指名したので報告します。

記

- 1 支援センター名
- 2 支援センター所在地
- 3 協力施設名
- 4 協力施設所在地
- 5 期間

(相手方住所、氏名等)

東京都地域リハビリテーション支援事業実施要綱（平成13年11月26日付13衛医計第964号）に規定する東京都基幹リハビリテーション支援センターについて、下記のとおり指定します。

年 月 日

東京都知事（知事名）

記

- 1 指定期間
- 2 施設名
- 3 所在地

## 東京都地域リハビリテーション支援センター選定委員会の運営に係る細則

平成 25 年 11 月 1 日付 25 福保医政第 1 1 5 1 号

平成 28 年 11 月 4 日付 28 福保医政第 1 3 5 5 号

平成 30 年 11 月 1 日付 30 福保医政第 1 2 6 0 号

令和 5 年 7 月 14 日付 5 保医医政第 1 1 6 号

### 第 1 目的

「東京都地域リハビリテーション支援事業実施要綱」第 4 に定める支援センターを選定するため、「東京都地域リハビリテーション支援センター選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### 第 2 所掌事項

委員会は、東京都地域リハビリテーション支援センターの選定を行う。

### 第 3 組織

委員会は以下の委員をもって組織する。

学識経験者

次に掲げる団体の代表

東京都医師会

東京都理学療法士協会

東京都作業療法士会

東京都言語聴覚士会

東京都介護支援専門員研究協議会

### 第 4 委員の任期

委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第 5 委員長の職務及び代理

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を代理する。

### 第 6 招集

委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

## 第7 定足数

委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

## 第8 議事

委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

## 第9 選定基準

選定基準及び選定方法については、別に定める。

## 第10 会議の公開等

会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という）は、原則公開とする。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を非公開とすることができる。

## 第11 事務局

委員会の事務局は、保健医療局医療政策部医療政策課地域医療対策担当とする。

## 第12 委員への謝礼の支払

委員会に出席した委員及び第5の3に掲げる者の委員会への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した委員会への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うこととする。

## 第13 補則

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この細則は、平成25年11月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成28年11月4日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、令和5年7月14日から施行し、令和5年7月1日から適用する。